

株 主 各 位

名古屋市名東区高社一丁目210番地

**藤 久 株 式 会 社**

代表取締役社長 中 松 健 一

### 第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、同封の書面またはインターネットにより事前に議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、本株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセス、または議決権行使書に記載のQRコードを読み取っていただき、画面の案内に従って、2021年9月27日（月曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号  
ホテルメルパルク名古屋 3階 カトレアの間  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を確保することから、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。
3. 目的事項  
報告事項 第61期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 株式移転計画承認の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujikyu-corp.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

<当社の新型コロナウイルス感染拡大防止対応について>

- ・会場受付付近には、株主様のための消毒液を設置いたします。
- ・本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク及び手袋着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会出席の役員は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で出席をさせていただきます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められた方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。

<株主様へのお願い>

- ・本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujikyu-corp.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、お願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご来場を見合わせることに十分にご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年9月28日（火曜日）  
午前10時




**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年9月27日（月曜日）  
午後6時到着分まで



**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年9月27日（月曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイトで  
ログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1、2、5、6、7号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**第3、4号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

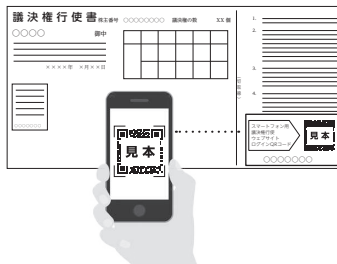
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

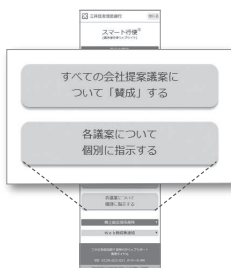
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

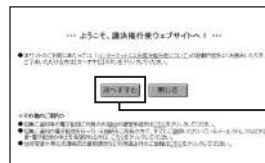
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

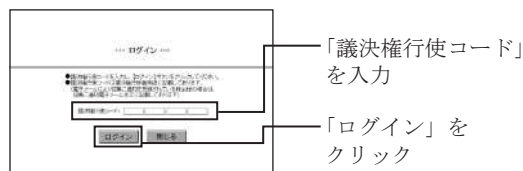
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

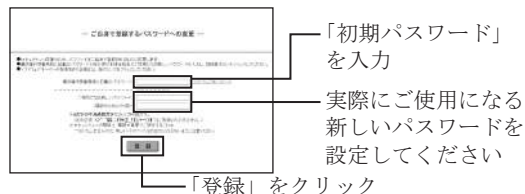
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などをご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

## 事 業 報 告

(2020年7月1日から  
2021年6月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、二度に亘る緊急事態宣言の発令や新たにまん延防止等重点措置が発出されるなど、経済活動は大幅に制限された状況が続いております。今年に入り、医療従事者や高齢者へのワクチン接種が進み、最近では企業や大学等で職域単位での接種も進むなど広がりを見せ、今後の経済活動の再開に希望はあるものの、変異型ウイルスの流行など景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する手芸業界においても、新型コロナウイルス感染症の拡大により、マスクや巣ごもり需要により売上高が一時的には増加したものの、長期的には趣味の多様化や愛好者の高齢化を背景にユーザーは減少傾向にあり、巣ごもり需要の沈静化後は厳しさを増すことが予想されます。

このような経済状況の中で、当社は既存店の売上高向上を目標に取り組んでまいりました。具体的には引き続き不採算店舗の閉鎖を進める一方で、老朽化の目立つ店舗の外観修繕を実施しました。商品に関しては現在の主力である手芸用品以外の充実を図るため、株式会社エポック社（以下、「エポック社」）と業務提携し、「シルバニアファミリー」「ジグソーパズル」「アクアビーズ」などの取扱いを一部店舗で開始しました。しかしながら、第4四半期会計期間においては緊急事態宣言による一部店舗の休業や時短営業の要請に加え、ワクチン接種による高齢者の外出控えや巣ごもり需要の沈静化もあり、新型コロナウイルス感染症の拡大により客数が大幅に増えた前年同四半期に対しては売上が低下しました。

その結果、当事業年度の経営成績は、売上高206億94百万円（前事業年度比7.4%減）、営業利益9億円（前事業年度比2.0%増）、経常利益9億11百万円（前事業年度比21.6%増）、当期純利益は7億57百万円（前事業年度比167.9%増）となりました。

各部門別の経営成績は、次のとおりであります。

（店舗販売部門）

当事業年度における店舗展開につきまして、退店では「クラフトハートトーカイ」28店舗、「クラフトパーク」2店舗、「クラフトループ」1店舗及び「サントレーム」4店舗の合計35店舗を閉鎖しました。この結果、当事業年度末の総店舗数は384店舗となりました。

店舗運営面につきましては、「①会員制度の進化、②教室運営の拡大、③システム面の刷新、④美観修繕の実施」を重点目標として定め、収益向上に繋げるべく取り組んでまいりました。①会員制度の進化については、新アプリをリリースし、足元はランクアップ制度の構築を

進めております。②教室運営の拡大については、新型コロナウイルス感染症により変化した生活様式に対応すべく、自宅で受講することができるWe b講習会システムの導入を進めております。③システム面の刷新については、2021年11月に本格展開するオムニチャンネル化へ向けた準備を進めております。④美観修繕の実施については、新コンセプトに基づくクラフトハートトーカイのスタンダード店舗（モデル店舗）を4店舗出店し、老朽化の目立つ路面店の外観の修繕を23店舗で実施しました。

商品区別につきましては、手作りマスクや巣ごもり需要が前事業年度のピーク時よりは落ち着いたものの、注力したミシン販売に連動し生地部門が好調に推移しました。

これらの結果、当部門の売上高は、195億91百万円（前事業年度比7.9%減）となりました。

（通信販売部門）

通信販売部門では、売上の拡大と部門利益の黒字化に向けた業務の効率化を重点目標に取り組んでまいりました。売上の拡大につきましては、店舗販売部門と同様に生地部門の売上が好調に推移しました。オムニチャンネルの本格稼働に向けた取組みとして、店舗受取システムの店舗決済の導入を進めております。黒字化に向けた業務の効率化につきましては、物流拠点の整備や配送業者のピッキング作業を見直しコスト低減を実現しました。

これらの結果、当部門の売上高は、10億71百万円（前事業年度比3.8%増）となりました。

（その他の部門）

不動産賃貸であり、売上高は31百万円（前事業年度比19.2%減）となりました。

（社会貢献活動）

当社では、コロナ禍の今もその後も、暮らしやすい社会を目指す「シトラスリボンプロジェクト」に賛同し、全国の店舗においてその活動を推進しております。また、東京オリンピック、パラリンピックの開催を機に、一般社団法人パラスポーツ推進ネットワークの賛助会員として支援を行っております。

## （2）資金調達の状況

該当事項はありません。

## （3）設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、店舗販売部門における既存店改装を中心に行いました。その主なものは、既存店の改装等99百万円による有形固定資産の取得のほか、情報システム関連4百万円であります。その結果、設備投資の総額は1億4百万円となりました。

その他の設備投資としては、建設仮勘定96百万円、ソフトウェア仮勘定3億63百万円を計上しております。

（注）設備投資金額には、資産除去債務に係る有形固定資産の増加額は含まれておりません。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第58期 (2018年6月期)	第59期 (2019年6月期)	第60期 (2020年6月期)	第61期 (当事業年度) (2021年6月期)
売上高(百万円)	20,170	18,939	22,349	20,694
経常利益(百万円)	△762	△1,516	749	911
当期純利益(百万円)	△1,540	△2,919	282	757
1株当たり当期純利益	△183円16銭	△347円21銭	32円26銭	61円55銭
総資産(百万円)	14,312	12,722	14,430	13,535
純資産(百万円)	10,038	7,107	8,880	9,333
1株当たり純資産額	1,193円78銭	845円20銭	721円97銭	758円82銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. △は損失を示しております。
3. 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。各事業年度の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割後の株式数により算出しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が一部で開始されるなど経済活動の再開に期待が高まる中、感染症の拡大は依然として続いており収束時期については不透明であります。

当事業年度において、上期は新型コロナウイルス感染症拡大による巣ごもり需要の影響を大きく受け売上も好調に推移しましたが、第4四半期に入り巣ごもり需要の沈静化が見られ、消費動向に変化が生じており、厳しい環境となることが予想されます。

当社においては、そのような厳しい環境の中、新たな経営課題に取り組むことで当事業年度の業績を上回ることができるよう邁進してまいります。

店舗販売部門につきましては、次のテーマを重点目標として、収益向上に繋げるべく取り組んでまいります。

#### ① Web講習会システム構築

新たな受講者の獲得に向け、従来の講習会に加え、Webを活用した講習会システムを構築します。これまで店舗が近くになければ受講できなかった講習会もWeb講習会システムでは、時間や場所に縛られずお客様の好きな時間に気軽に講習会を楽しんでいただけます。他にも業務提携を結んだ株式会社日本ヴォーグ社との新たなカテゴリー分野のWeb講習会にも取り組みます。

#### ② 会員制度の充実

引き続き会員制度の充実に取り組みます。システム刷新に合わせてランクアップ制度の導入やサブスクリプションサービスの導入など新たな会員ベネフィットを充実させることで、これまで以上に魅力のある会員制度にしてまいります。

#### ③ 新規商品の販売

エポック社との業務提携により、シルバニアファミリーやジグソーパズル、アクアビーズを取扱うことで新規顧客を獲得し売上向上に繋がります。

#### ④ オムニチャネル化

前事業年度より準備を進めてきたシステム刷新により、ECと実店舗の在庫をリアルタイムで確認することができるようにするなど、お客様の利便性を向上させることで、ECと実店舗の相互送客を実現し売上向上に繋がります。

#### ⑤ 店舗損益改善

前事業年度より店舗サポート課を新たに設置し、不振店舗の原因の把握と改善に努めてまいりました。更に店舗損益改善プロジェクトを立ち上げ、店舗サポート課と連携し不振店舗の底上げを図ります。また、不振店舗の改善で効果が得られた施策については、他店舗へも水平展開することで既存店舗の売上向上に繋がります。

通信販売部門につきましては、店舗販売部門と同様にオムニチャネル化を大きな柱とし、実店舗からの送客により売上向上に繋がります。オムニチャネル化により、Web講習会や会員制度の充実、新規商品の販売も店舗販売部門と連携して行うことで売上向上に繋がります。

なお、次期の業績につきましては、次のとおり見込んでおります。

売上高	220億円	(前事業年度比	6.3%増)
営業利益	10億円	(前事業年度比	11.0%増)
経常利益	10億円	(前事業年度比	9.7%増)
当期純利益	8億50百万円	(前事業年度比	12.3%増)

「SDGs(持続可能な開発目標)」に対する取り組みにつきましては、SDGsの達成に向け、SDGsプロジェクトを2021年5月に発足しました。プロジェクト発足により、全社で共通の課題認識を持ち、その解決に向け具体的活動に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。



(7) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

当社は、手芸用品・衣料品及び服飾品その他関連する生活雑貨等の企画・販売を主要業務とし、主に手芸専門店及び生活雑貨専門店をチェーン展開するほか、インターネット等を媒体とする通信販売も行っております。

部門区分	業態
店舗販売部門	手芸専門店：クラフトハートトーカー、クラフトワールド、クラフトパーク、クラフトループ 生活雑貨専門店：サントレーム
通信販売部門	ネット媒体：クラフトハートトーカードットコム シュゲール（楽天店、ヤフー店、アマゾン店） サントレーム（楽天店） ジャストパートナー（楽天店、ヤフー店） DM媒体：シュゲール、ジャストパートナー
その他の部門	不動産賃貸

(8) 主要な営業所及び店舗 (2021年6月30日現在)

本社 名古屋市名東区

店舗 384店舗（手芸専門店375店舗、生活雑貨専門店9店舗）  
北海道12店舗、東北38店舗、関東95店舗、中部121店舗、  
近畿46店舗、中国29店舗、四国9店舗、九州34店舗

(9) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
194名	8名増	39.7歳	15.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、嘱託106名及び臨時雇員（パートタイマー等）の期中平均人員1,119名（1人1カ月167時間勤務換算）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 12,301,000株 (うち自己株式868株)  
 ③ 株主数 14,127名  
 ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合 同 会 社 エ メ ラ ル ド	千株 2,810	% 22.85
G O T O 株 式 会 社	1,688	13.72
後 藤 薫 徳	1,606	13.06
藤 久 取 引 先 持 株 会	595	4.84
藤 久 従 業 員 持 株 会	246	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	186	1.52
中 野 置 瀬 子	145	1.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	132	1.07
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	115	0.93
株 式 会 社 愛 知 銀 行	115	0.93

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

2020年10月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は20,000,000株、発行済株式の総数は6,150,500株、それぞれ増加しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年6月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉田茂生	取締役会長	(株)キーストーン・パートナーズ取締役会長 (株)テー・オー・ダブリュー社外取締役・監査等委員
堤智章	代表取締役社長	(株)キーストーン・パートナーズ代表取締役
樹神雄二	専務取締役（商品部、通販部担当）	
永安吉太郎	取締役（運営部、業務企画部、店舗開発部担当）	
西浦敦士	取締役（経理部、情報システム部、経営企画部担当）	
伊藤珠実	取締役（総務法務部、人事部担当）	
後藤邦仁	取締役（社長室担当）	
日野正晴	取締役	(株)キーストーン・パートナーズ顧問
澤谷由里子	取締役	大興電子通信(株)社外取締役 名古屋商科大学大学院ビジネススクール教授 早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師
奈良沙織	取締役	明治大学商学部専任教授 一橋大学大学院経営管理研究科非常勤講師
飯田利彦	常勤監査役	
西江章	監査役	(株)二葉社外監査役 三栄源エフ・エフ・アイ(株)社外監査役 (株)栃木銀行社外監査役 (株)キーストーン・パートナーズ顧問
福海照久	監査役	税理士 福海照久税理士事務所代表
鳥羽史郎	監査役	鳥羽公認会計士事務所所長 (株)みのり会計代表取締役 ケネディクス・オフィス投資法人監査役員 (株)キーストーン・パートナーズ社外取締役

- (注) 1. 取締役日野正晴氏、澤谷由里子氏及び奈良沙織氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西江章氏、福海照久氏及び鳥羽史郎氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役飯田利彦氏、監査役西江章氏、監査役福海照久氏、監査役鳥羽史郎氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役飯田利彦氏は、過去に当社の経理部門において業務に携わっておりました。
  - ・監査役西江章氏は、長年にわたり税務行政に携わっておりました。
  - ・監査役福海照久氏は、税理士の資格を有しております。
  - ・監査役鳥羽史郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役日野正晴氏、澤谷由里子氏及び奈良沙織氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 2020年9月29日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、取締役伊藤伸一郎氏、木浦潮氏、飯田利彦氏、柘植里恵氏及び小川洋子氏は任期満了により退任いたしました。
6. 2020年9月29日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、監査役伊藤珠実氏は辞任いたしました。また、同株主総会終結の時をもって、監査役坂野郁夫氏は任期満了により退任いたしました。
7. 2020年9月29日開催の第60期定時株主総会において、永安吉太郎氏、西浦敦士氏、伊藤珠実氏、後藤邦仁氏、日野正晴氏、澤谷由里子氏及び奈良沙織氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
8. 2020年9月29日開催の第60期定時株主総会において、飯田利彦氏、西江章氏及び鳥羽史郎氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
9. 2020年9月29日付で、取締役の地位を次のとおり変更しております。

氏 名	異 動 前	異 動 後
樹 神 雄 二	常務取締役（商品部、通販部担当）	専務取締役（商品部、通販部担当）

10. 2020年11月1日付で、取締役の担当を次の通り変更しております。

氏 名	異 動 前	異 動 後
伊 藤 珠 実	取締役（総務人事部担当）	取締役（総務法務部、人事部担当）

11. 2021年7月2日開催の臨時株主総会において、中松健一氏及び白石正氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

12. 2021年7月2日付で、取締役の地位を次のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後
中松健一	副社長執行役員	代表取締役社長
堤智章	代表取締役社長	取締役

13. 2021年7月2日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役吉田茂生氏は辞任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に関しては、2020年9月29日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

その内容は、「役員報酬等に関する内規」に基づき、代表取締役が当社の業績や担当する職務等を踏まえ個人別の報酬額を立案し、取締役会にて協議のうえ決議しております。

なお、当社は、2021年6月17日の取締役会において、「役員報酬等に関する基本方針」を決定しており、業績目標の達成度に応じたインセンティブを加味した報酬体系へ、2021年10月期（2021年10月～2022年9月）より移行してまいります。報酬に関する基本方針は以下のとおりです。

当社の役員報酬制度は、コーポレートガバナンスの観点から業務執行の適切な監督・監査を担う優秀な人材を確保するとともに、業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高める制度とすることを目的として以下の通り定めます。

- ・役員報酬等については、株主総会の決議により決定された取締役及び監査役それぞれの報酬等限度額の範囲内で、取締役の報酬等については取締役会、監査役の報酬等については監査役会において決定します。
- ・役員報酬水準については、従業員の給与水準とのバランスを考慮しながら、当社と同規模の主要企業における役員報酬水準を踏まえて定めます。
- ・役員報酬体系については、コーポレートガバナンスの観点から、各職責に応じて定めます。
- ・取締役の各人別の報酬額については、業績や業績への貢献度、就任の状況経緯等を勘案して定めます。
- ・社外取締役を除く取締役の報酬は、2021年10月期より基本報酬と業績連動報酬（いずれも金銭報酬）で構成します。業績連動報酬は、年次インセンティブ報酬として、単年度の利益目標の達成度合いに応じて個人別の支給額を決定します。
- ・今後は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する制度とするため、株式報酬等の非金銭報酬を含め、中長期的なインセンティブ報酬の導入に向けた検討を進めるとともに、より一層の透明性確保に向けた見直しを継続いたします。

## ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第55期定時株主総会決議において年額2億50百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は、1993年9月28日開催の第33期定時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内でかつ報酬等の内規に基づき代表取締役が作成した個別の報酬案を取締役会に諮り、独立社外役員も含めた各取締役の意見も踏まえて最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものと判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の総額 ( 百 万 円 )	報酬等の種類別の総額(百万円)
			基本報酬
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (5名)	79 (12)	79 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (5名)	18 (12)	18 (12)
合 計 (うち社外役員)	19名 (10名)	97 (25)	97 (25)

- (注) 1. 上記の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、2020年9月29日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役5名、監査役1名及び同株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含み、無報酬の取締役2名を除いているためであります。
2. 2020年9月29日開催の第60期定時株主総会決議に基づき、同株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役に対し以下のとおり退職慰労金を支給しております。
- ・取締役3名28百万円
- 金額には、上記及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
- なお、当社は、2020年9月17日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
3. 「基本報酬」は、毎月固定額を現金で支払っております。

⑤業績連動報酬に関する事項  
該当事項はありません。

⑥非金銭報酬等の内容  
該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役	日 野 正 晴	(株)キーストーン・パートナーズ顧問	当社は、株式会社キーストーン・パートナーズとの間に資本業務提携契約を締結しております。
取 締 役	澤谷由里子	大興電子通信(株)社外取締役 名古屋商科大学大学院ビジネススクール教授 早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師	取引関係はありません。 取引関係はありません。 取引関係はありません。
取 締 役	奈 良 沙 織	明治大学商学部専任教授 一橋大学大学院経営管理研究科非常勤講師	取引関係はありません。 取引関係はありません。
監 査 役	西 江 章	(株)二葉社外監査役 三栄源エフ・エフ・アイ(株)社外監査役 (株)栃木銀行社外監査役 (株)キーストーン・パートナーズ顧問	取引関係はありません。 取引関係はありません。 取引関係はありません。 当社は、株式会社キーストーン・パートナーズとの間に資本業務提携契約を締結しております。
監 査 役	福 海 照 久	福海照久税理士事務所代表	取引関係はありません。
監 査 役	鳥 羽 史 郎	鳥羽公認会計士事務所所長 (株)みのり会計代表取締役  ケネディクス・オフィス投資法人監査役員 (株)キーストーン・パートナーズ社外取締役	取引関係はありません。 当社は、株式会社みのり会計との間に組織再編サポートに関する業務委託契約を締結しております。 取引関係はありません。 当社は、株式会社キーストーン・パートナーズとの間に資本業務提携契約を締結しております。



② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	日 野 正 晴	当事業年度開催の取締役就任後の取締役会13回のうち13回に出席、弁護士及び金融庁における豊富な経験と高い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、専門的見地から取締役会の監督を行うとともに、独立の立場から忌憚のない意見や的確な助言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を十分に果たしております。
取 締 役	澤 谷 由 里 子	当事業年度開催の取締役就任後の取締役会13回のうち12回に出席、情報技術やサービスデザインに関する高度な知見を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、専門的見地から取締役会の監督を行うとともに、独立の立場から忌憚のない意見や的確な助言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を十分に果たしております。
取 締 役	奈 良 沙 織	当事業年度開催の取締役就任後の取締役会13回のうち13回に出席、金融機関におけるアナリスト経験及び大学における豊富な経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、専門的見地から取締役会の監督を行うとともに、独立の立場から忌憚のない意見や的確な助言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を十分に果たしております。
監 査 役	西 江 章	当事業年度開催の監査役就任後の取締役会13回のうち13回に出席、弁護士及び税務行政における豊富な経験と高い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役就任後の監査役会10回のうち10回に出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。
監 査 役	福 海 照 久	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席、主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会13回のうち13回に出席し、同様に専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	鳥 羽 史 郎	当事業年度開催の監査役就任後の取締役会13回のうち13回に出席、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役就任後の監査役会10回のうち10回に出席し、同様に会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。

- (注) 1. 社外取締役日野正晴氏、澤谷由里子氏及び奈良沙織氏につきましては、2020年9月29日の就任以降の状況を記載しております。
2. 社外監査役西江章氏及び鳥羽史郎氏につきましては、2020年9月29日の就任以降の状況を記載しております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 栄監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人より、監査の体制・監査項目別監査時間等について報告を受けたうえで、当社における過去の監査報酬及び監査時間の推移、小売業界の平均監査報酬等を勘案し、当事業年度の報酬見積りの妥当性について検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人の報酬の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が4百万円あります。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

##### (3) 責任限定契約

該当事項はありません。

##### (4) 補償契約

該当事項はありません。

##### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の基本方針を取締役会において決議し、体制の整備に努めております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の社会的責任及び企業倫理の維持を図るため、「藤久の行動規範」を定め、周知徹底しております。

取締役会は、法令及び定款に照らし、「取締役会規則」その他関連規程に基づいて取締役の職務の執行を監督し、監査役及び監査役会は、「監査役会規則」「監査役監査基準」に基づいて取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを独立した立場から監査しております。

内部監査室は、「内部監査規程」その他関連規程に基づいて社内各部署の業務が法令及び定款、社内諸規程その他各管理マニュアル等に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査しております。

「コンプライアンス・マニュアル」及び「内部公益通報者保護規程」の整備により、コンプライアンス体制の構築及び運用を行い、コンプライアンス委員会の設置、また、教育・研修等の実施により、コンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識向上を図っております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした態度で臨み、取引関係を持たないことを行動規範に定めるとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて管理を徹底しております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、「稟議規程」「文書管理規程」「情報システム管理規程」「個人情報保護マニュアル」等、情報管理に係る社内規程に従い適切な管理・保存の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。また、電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図っております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの管理規程を制定し、同規程に沿ったリスク管理体制の整備により、緊急事態が発生した場合は、リスク対策会議を設置して迅速な対応を行い、被害拡大防止や損害・損失の最小化と早期復旧を図ります。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため随時臨時取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。  
当社の業績管理に資する財務データについては、ITを活用したシステムにより速やかに取締役に提供しており、一層の精度及び迅速化のための改善を図っております。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、現在、監査役の職務を補助する従業員はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置することといたします。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
前号に基づき、監査役を補助すべき従業員を置いた場合には、その任命・異動等人事権に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るとともに、当該従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保できる体制としております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な意思決定及び職務執行状況が報告される会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員から説明を求めています。
- ⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、「内部公益通報者保護規程」を定めており、監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制としております。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項  
当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役（会）は、内部監査室及び会計監査人とは必要に応じて相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性並びに効率性を高めております。

内部監査室による社内業務監査の結果については、代表取締役社長及び常勤監査役が出席する監査報告会において報告をするなど、監査役監査との連携を図っております。また、会計監査人による監査結果につきましては報告を受け、意見を交換しております。

(2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社内部通報制度として、「内部公益通報者保護規程」に基づく内部通報窓口、及びハラスメント防止マニュアルに基づくハラスメント相談窓口を設置しており、これを周知いたしました。当事業年度の内部通報窓口への相談件数は0件、ハラスメント相談窓口への相談件数は12件でした。いずれも事実確認の上、適切な指導等が行われており、その運用状況はコンプライアンス委員会及び取締役会に定期的に報告されました。また、2021年5月より、新たな独立外部窓口を設置し、運用を開始いたしました。

コンプライアンス委員会は当事業年度において4回開催し、当社におけるコンプライアンスリスクに対応すべく、内部通報制度の運用状況の確認、コンプライアンス関連規程の制定・改定に向けた検討、コンプライアンス研修の推進等について検討しております。当事業年度は、ハラスメント関連規程の見直しや関連当事者との取引管理規程の制定、改正会社法への対応等について検討いたしました。

また、店舗部門の店長及び本社の管理職以上を対象とした階層別研修を開催し、リスクマネジメントの考え方やハラスメント防止、労務管理に関する最近の留意点等について教育を実施いたしました。

② リスク管理体制

当社の中核事業が継続されるよう、本社ビル防災マニュアル、店舗危機管理マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し周知しております。当事業年度は、この体制強化に向けて、南海トラフ地震も視野に入れ、より精度が高く、且つ各店舗の実状に沿ったBCP体制を構築するため検討いたしました。第62期以降、BCP基本方針及び関連規程を整備し、運用開始いたします。

また、新型コロナ対策については、感染症拡大対応マニュアル及び新型コロナウイルスに対応した事業継続計画に従い、店舗及び本社にて感染防止対策への取り組みを継続的に実施いたしました。

③ 取締役の効率的な職務執行体制

当事業年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を4回、計16回開催いたしま

した。

また、取締役会での重要な意思決定に関する事前審議として、経営会議を24回開催。取締役会及び経営会議等、重要会議の資料は事前に提供され、WEB会議システムも効果的に利用しております。

稟議事項については、稟議規程に基づき、ワークフローシステムを利用した迅速な意思決定が行われております。

#### ④ 監査役の監査体制

常勤監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席、及び稟議書等重要書類の閲覧等により、日常監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたしました。

内部監査室からは常勤監査役が毎月報告を受け、会計監査人からは常勤監査役が四半期ごとに報告を受け、監査役会に報告いたしました。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な事業の拡大と経営基盤の確立を目指すため、高付加価値商品やサービスの提供により収益基盤の強化を図るとともに、長期的な視点で健全な財務体質の維持・強化を図るほか、利益配分については収益の状況や配当性向等を総合的に勘案したうえ、利益還元を行うこととしております。

---

(注) 本事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,681,005	流 動 負 債	3,232,274
現金及び預金	4,372,535	支払手形	11,747
電子記録債権	262	電子記録債務	933,004
売掛金	255,150	買掛金	719,299
営業未入金	379,700	リース債務	54,014
商品	5,415,192	未払金	831,297
蔵品	32,118	未払費用	275,059
前渡金	746	未払法人税等	119,017
前払費用	149,033	未払消費税等	51,062
その他	77,221	前受金	2,430
貸倒引当金	△957	預り金	69,748
固 定 資 産	2,854,849	賞与引当金	64,166
有形固定資産	1,024,391	ポイント引当金	71,296
建物	231,920	資産除去債務	30,131
構築物	6,359	固 定 負 債	969,996
車両運搬具	313	リース債務	30,626
器具及び備品	30,752	役員退職慰労引当金	7,497
土地	644,957	資産除去債務	761,701
リース資産	13,916	長期預り保証金	95,986
建設仮勘定	96,171	その他	74,184
無形固定資産	432,714	負 債 合 計	4,202,271
ソフトウェア	60,948	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	363,051	株 主 資 本	9,329,082
その他	8,713	資 本 金	3,125,840
投資その他の資産	1,397,743	資 本 剰 余 金	806,070
投資有価証券	68,867	資 本 準 備 金	749,990
出資金	100	その他資本剰余金	56,080
長期前払費用	5,043	利 益 剰 余 金	5,398,148
繰延税金資産	164,615	利 益 準 備 金	150,169
差入保証金	1,154,964	その他利益剰余金	5,247,978
その他	4,152	繰越利益剰余金	5,247,978
資 産 合 計	13,535,854	自 己 株 式	△976
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,501
		その他有価証券評価差額金	4,501
		純 資 産 合 計	9,333,583
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,535,854

## 損益計算書

(2020年7月1日から)  
(2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		20,694,736
売 上 原 価		8,507,596
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>12,187,140</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,286,472
<b>営 業 利 益</b>		<b>900,667</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,045	
受 取 配 当 金	2,160	
受 取 手 数 料	7,813	
受 取 保 険 金	1,698	
そ の 他	8,145	20,862
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,143	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	3,499	
雇 用 支 援 納 付 金	3,700	
そ の 他	814	10,158
<b>経 常 利 益</b>		<b>911,371</b>
特 別 利 益		
特 別 固 定 資 産 売 却 益	6,157	
特 受 取 補 償 金	1,394	7,552
特 別 固 定 資 産 除 却 損 失	936	
特 別 固 定 資 産 除 却 損 失	10,409	
特 別 固 定 資 産 除 却 損 失	10,866	
特 別 固 定 資 産 除 却 損 失	1,372	23,584
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>895,339</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	172,582	
法 人 税 等 調 整 額	△34,358	138,224
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>757,115</b>



## 株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から  
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,125,840	749,990	56,080	806,070
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				-
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	3,125,840	749,990	56,080	806,070

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	150,169	4,798,366	4,948,535	△976	8,879,469
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△307,503	△307,503		△307,503
当 期 純 利 益		757,115	757,115		757,115
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	449,612	449,612	-	449,612
当 期 末 残 高	150,169	5,247,978	5,398,148	△976	9,329,082

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	946	946	8,880,416
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△307,503
当 期 純 利 益			757,115
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,555	3,555	3,555
当 期 変 動 額 合 計	3,555	3,555	453,167
当 期 末 残 高	4,501	4,501	9,333,583

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券  
    その他有価証券  
    ・時価のあるもの  
    ・時価のないもの
- ② たな卸資産  
    ・商品  
    ・貯蔵品
- 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
移動平均法による原価法を採用しております。
- 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
    （リース資産を除く）
- ② 無形固定資産  
    （リース資産を除く）
- ③ リース資産
- ④ 長期前払費用
- 定率法を採用しております。  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物（建物附属設備を含む） 8年～50年
- 定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェア5年であります。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 均等償却しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ ポイント引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 従業員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- 販売促進を目的とするポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。  
 なお、2020年9月に役員退職慰労金制度を廃止しており、役員退職慰労引当金残高は従前の制度による在任役員に対する支給予定額であります。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法  
 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。
- ② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「コミットメントフィー」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	164,615

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、取締役会により承認された将来の事業計画に基づいた課税所得の見積りと将来減算一時差異の解消時期のスケジューリングに基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して回収可能性を判断し、繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りは、基礎となる事業計画の前提となった数値を、現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の条件に基づいて整合的に修正し算定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による巣ごもり需要は、沈静化するものと仮定しております。

将来の不確実な経済条件の変動の結果によって課税所得の見積りが影響を受ける場合には、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる場合があります。

(2) たな卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
商品	5,415,192

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回った場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当社が取り扱う商品は、品質劣化が比較的緩やかである反面、多品種であり、販売価額は商品ごとの需要などの外部需要の影響を受けます。

正味売却価額は、商品の将来の販売予測、処分計画に加え、滞留商品の販売過去実績等に基づき算出しております。

将来の不確実な経済条件の変動の結果によって販売動向が影響を受ける場合には、商品の評価が異なる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額を直接控除した各資産の資産項目別の減価償却累計額

① 建物	1,225,631千円
② 構築物	156,964千円
③ 車両運搬具	3,778千円
④ 器具及び備品	239,093千円
⑤ リース資産	109,396千円

## 5. 損益計算書に関する注記

### 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産のグループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失（千円）
営業店舗	北海道地区	2店舗	8,064
	関東地区	3店舗	
	中部地区	2店舗	
	近畿地区	1店舗	
	中国地区	2店舗	
	九州地区	4店舗	
計			10,409

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また、通信販売事業については事業単位、賃貸用資産（閉鎖店舗含む）及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングし、減損損失の認識を行っております。また、本社設備等のその他の資産については、共用資産としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、また、継続してマイナスとなる見込みである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、資産グループごとの回収可能価額は、土地等については正味売却可能価額により測定しており、不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、その他の資産については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,150,500株	6,150,500株	一株	12,301,000株

(注) 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式数が6,150,500株増加しております。

### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	434株	434株	一株	868株

(注) 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、自己株式数が434株増加しております。

### (3) 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	153,751千円	25.00円	2020年6月30日	2020年9月30日
2021年2月15日 取締役会	普通株式	153,751千円	12.50円	2020年12月31日	2021年3月1日

(注) 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、2020年6月30日を基準日とする1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	239,852千円	19.50円	2021年6月30日	2021年9月29日

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	19,634千円
未払事業税	9,110
未払事業所税	5,890
ポイント引当金	21,816
未払費用	25,936
たな卸資産	28,676
資産除去債務	242,300
確定拠出年金掛金	1,527
減価償却超過額	7,796
役員退職慰労引当金	2,294
一括償却資産	3,979
退職時支給未払退職金	22,700
減損損失累計額	340,032
税務上の繰延資産	11,965
投資有価証券	3,925
ソフトウエア	6,918
税務上の繰越欠損金	700,285
その他	11,606
繰延税金資産小計	<u>1,466,399</u>
評価性引当額	<u>△1,267,575</u>
繰延税金資産合計	<u>198,823</u>
繰延税金負債	
建設協力金	△218千円
資産除去債務に対応する除去費用	△30,538
その他有価証券評価差額金	△3,423
その他	△26
繰延税金負債合計	<u>△34,208</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>164,615千円</u></u>

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し運用しており、また、資金調達については投資資金を中心として銀行借入にて調達する方針であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	4,372,535	4,372,535	—
② 電子記録債権 (※)	259	259	—
③ 売掛金 (※)	254,240	254,240	—
④ 営業未収入金 (※)	379,658	379,658	—
⑤ 投資有価証券			
その他有価証券	66,367	66,367	—
⑥ 差入保証金	1,154,964	1,151,540	△3,424
資産計	6,228,024	6,224,600	△3,424
① 支払手形	11,747	11,747	—
② 電子記録債務	933,004	933,004	—
③ 買掛金	719,299	719,299	—
④ 未払金	831,297	831,297	—
⑤ 未払法人税等	119,017	119,017	—
負債計	2,614,367	2,614,367	—

(※) 貸借対照表計上額は、電子記録債権、売掛金及び営業未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。



(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- ① 現金及び預金、② 電子記録債権、③ 売掛金、④ 営業未収入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑤ 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- ⑥ 差入保証金  
差入保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- ① 支払手形、② 電子記録債務、③ 買掛金、④ 未払金、⑤ 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額2,500千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 ⑤ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社では、愛知県及びその他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び店舗等を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は12,608千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）で、固定資産売却益は1,614千円（特別利益に計上）であります。
- (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
402,092	△36,342	365,750	417,387

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度の主な増加額は、賃貸用資産への用途変更（36,197千円）であり、主な減少額は、減価償却費（2,052千円）及び不動産売却（70,487千円）であります。

(注3) 当事業年度末の時価は、主な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第13項を適用し、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

#### 10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

#### 11. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	758円82銭
② 1株当たり当期純利益	61円55銭

(注) 2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年8月18日

藤久株式会社  
取締役会 御中

栄監査法人  
名古屋事務所

代表社員 業務執行社員 公認会計士 横井陽子 ⑩

代表社員 業務執行社員 公認会計士 玉置浩一 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤久株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大により、監査役会が従来行っていた主要な事業所への往査は、見合わせましたが、監査の実効性に支障を来すことがないよう、内部監査室の往査結果を検証する等の代替的な対応を行いました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に

従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「栄監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月19日

藤久株式会社	監査役会
常勤監査役	飯田利彦 ⑩
監査役	西江章 ⑩
監査役	福海照久 ⑩
監査役	鳥羽史郎 ⑩

(注) 監査役 西江章、監査役 福海照久及び監査役 鳥羽史郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当金につきましては、前期実績を上回った業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

##### ①配当財産の種類

金銭

##### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円50銭 総額239,852,574円

##### ③剰余金の配当が効力を生じる日

2021年9月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役会の意思決定の迅速化と機動性向上を図り、監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じて、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、あわせて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものとします。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定を新設するものであります。

(2) 当社における取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める限度において責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条～第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第2章 株式 第6条～第12条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第20条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第21条 当社の取締役は、12名以内とする。 &lt;新設&gt;</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> &lt;削除&gt; (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第2章 株式 第6条～第12条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第20条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第21条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、12名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法) 第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt; 3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任 期) 第23条 &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第24条、第25条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(選任方法) 第22条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. &lt;現行どおり&gt; 3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任 期) 第23条 &lt;現行どおり&gt; <u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第24条、第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u> <u>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)  第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)  第29条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)  第31条 &lt;新設&gt;</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u>  (員数)  第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(取締役会の議事録)  第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)  第30条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)  第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)  第32条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>&lt;削除&gt;  &lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)  <u>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(任 期)  <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(常勤の監査役)  <u>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役会の決議方法)  <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除いて、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役会の議事録)  <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)  <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)  <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)  <u>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;  &lt;新設&gt;</p>	<p>第5章 監査等委員会  (常勤の監査等委員)  <u>第33条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員会規則)  <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 計 算  第42条～第45条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第6章 計 算  第36条～第39条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;新設&gt; &lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第6 1 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第4 2 3条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第4 1条の定めるところによる。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役全員（11名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	在任期間	当社における現在の地位及び担当
1 再任	<small>なかもつ けんいち</small> 中松 健一	2カ月	代表取締役社長
2 再任	<small>にしうら あつし</small> 西浦 敦士	1年	取締役 経理部・情報システム部・経営企画部担当
3 再任	<small>いとう たまみ</small> 伊藤 珠実	1年	取締役 総務法務部・人事部担当
4 再任	<small>つみ ともあき</small> 堤 智章	1年	取締役
5 再任	<small>こたま ゆうじ</small> 樹神 雄二	7年	専務取締役 商品部・通販部担当
6 再任	<small>ごとう くにひと</small> 後藤 邦仁	1年	取締役 社長室担当
7 新任	<small>つつい かずひろ</small> 筒井 和宏	—	執行役員 経営企画部長
8 新任	<small>かち のぶゆき</small> 加知 伸幸	—	執行役員 通販部長
9 再任 社外	<small>ひの まさはる</small> 日野 正晴	1年	社外取締役
10 再任 社外	<small>しらishi ただし</small> 白石 正	2カ月	社外取締役

（注）2021年7月2日開催の臨時株主総会において、中松健一氏及び白石正氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の株式数
1	なかまつ けんいち 中 松 健 一 (1961年6月12日)	1985年4月 (株)東海銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2012年6月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 執行役員名古屋営業本部名古屋営業第二部長 2014年6月 同行常勤監査役 2016年6月 同行取締役常勤監査等委員 2017年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 常務執行役員名古屋駐在 (株)名古屋証券取引所監査役 2020年3月 (株)伊藤建設設計事務所監査役 (現任) 2020年6月 (株)中京銀行社外取締役 2021年2月 当社副社長執行役員 2021年7月 当社代表取締役社長就任 (現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 候補者は、2021年7月から代表取締役社長として、当社の経営の指揮を執り、強い指導力を発揮して構造改革を進めております。また、長年にわたる金融機関における豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在実施中の構造改革を完遂し、更なる企業価値向上を目指すため、引き続き取締役候補者となりました。			
2	にしうら あつし 西 浦 敦 士 (1966年6月27日)	1989年4月 三和銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2010年9月 PT U Finance Indonesia社長 2015年5月 三菱UFJキャピタル(株)企画部長兼投資運用部長 2018年4月 東洋プロパティ(株)企画部長 2020年9月 当社取締役就任 経理部、情報システム部、経営企画部担当 (現任)	275株
(取締役候補者とした理由) 候補者は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有するとともに、企業において経営者として経営に携わった経歴を有しております。同氏の豊富な業務経験と事業経営の知見は、当社の構造改革並びに企業価値向上に必要であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の株式数
3	いとう たまみ 伊 藤 珠 実 (1973年11月26日)	1997年2月 公益社団法人日本監査役協会入社 2019年9月 当社常勤監査役 2020年9月 当社取締役就任(現任) 総務人事部担当 2020年11月 当社総務法務部、人事部担当(現任)	722株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>候補者は、長年にわたる日本監査役協会での勤務を通じて、高い知識や見識を有しております。その実績、能力とともに、人格、見識とも優れていることから、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。</p>		
4	つつみ ともあき 堤 智 章 (1966年10月20日)	1989年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2007年11月 (株)CSKホールディングス執行役員 CSKプリンシパルズ(株)取締役副社長 2009年5月 (株)キーストーン・パートナーズ設立代表取締役 役(現任) 2020年6月 当社代表取締役社長就任 2021年7月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)キーストーン・パートナーズ代表取締役	一株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>候補者は、2020年6月から2021年7月までの期間、代表取締役社長として当社の経営の指揮を執り、構造改革を進めてまいりました。また、当社の資本業務提携先である株式会社キーストーン・パートナーズの経営者として数々の企業再生を行ってきた経験と幅広い見識を有しており、現在実施中の構造改革を完遂し、更なる企業価値向上を目指すため、引き続き取締役候補者としました。</p>		
5	こたま ゆうじ 樹 神 雄 二 (1958年6月21日)	1982年4月 当社入社 2012年7月 当社総務部長 2014年9月 当社取締役就任 総務部長 2018年9月 当社常務取締役就任 総務部、人事部担当 2019年9月 当社商品部、通販部担当(現任) 2020年9月 当社専務取締役就任(現任)	10,365株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>候補者は、2014年より当社取締役に就任し、当社事業全般に精通しております。その豊富な経験と実績を経営全般に活かし、その役割を十分に果たしております。同氏の経験と見識は、当社の構造改革並びに企業価値向上に資するとの判断から、引き続き取締役候補者としました。</p>		



候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 数
6	ごとう くにひと 後 藤 邦 仁 (1987年9月4日)	2012年4月 セイコーエプソン(株)入社 2015年3月 当社入社 2020年8月 当社社長室長 (現任) 2020年9月 当社取締役就任 社長室担当 (現任)	2,160株
	(取締役候補者とした理由) 候補者は、2020年8月に社長室長に就任して以降、経営全般に関する代表取締役社長の補佐や特命事項の責任者としての経験を積んでまいりました。同氏の行動力は、当社の持続的な成長に必要であると判断し、引き続き取締役候補者としました。		
7	つつい かずひろ 筒 井 和 宏 (1973年4月29日)	1996年4月 当社入社 2018年7月 当社運営部部长 2021年2月 当社執行役員 (現任) 経営企画部長	3,660株
	(取締役候補者とした理由) 候補者は、店舗部門における豊富な経験を有しております。また、経営企画部長に就任後は、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できると判断し、取締役候補者としました。		
8	かち のぶゆき 加 知 伸 幸 (1974年10月4日)	1997年4月 当社入社 2019年7月 当社商品部部长 2021年2月 当社執行役員 (現任) 通販部長	3,649株
	(取締役候補者とした理由) 候補者は、店舗部門及び商品部門における豊富な経験を有しております。通販部長に就任後は、オムニチャネルの稼働及び物流コストの低減実現といった経営課題に着実に取り組んでおります。今後も強いリーダーシップが期待できると判断し、取締役候補者としました。		

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の株式数
9	ひの まさはる 日 野 正 晴 (1936年1月9日)	1961年4月 大阪地方検察庁検事 1980年4月 東京地方検察庁総務部 副部長 1986年9月 法務大臣官房 審議官 1988年4月 最高検察庁検事 1993年7月 最高検察庁 公安部長 1996年6月 仙台高等検察庁検事長 1997年2月 名古屋高等検察庁検事長 1998年6月 金融監督庁長官 2000年6月 金融庁長官 2001年2月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2002年5月 財団法人国際民商事法センター 理事（2013年以降 同評議員） 9月 NPO法人投資と学習を普及・推進する会 理事長 2003年4月 (株)産業再生機構 常勤監査役 4月 駿河台大学 教授 2004年4月 駿河台大学法科大学院 院長 4月 日本証券業協会 公益理事 6月 会計検査院 懇話会委員 2005年1月 内閣府独占禁止法基本問題懇談会 委員 2006年1月 学校法人駿河台大学 理事 6月 (株)ジャスダック証券取引所 社外監査役 9月 (株)かんぼ生命保険 社外取締役・監査委員長 2008年3月 独立行政法人国民生活センター 特別顧問 7月 (株)フジタ 社外取締役 2009年5月 国立大学法人東北大学 理事 6月 財団法人アジア刑政財団 理事長 2018年9月 ウェルス・マネジメント(株)社外取締役 2020年9月 当社社外取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) (株)キーストーン・パートナーズ 顧問	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 候補者は、検察庁並びに金融庁において要職を歴任しております。また、弁護士としての高い専門的知識と幅広い見識を有しており、これらの経験・実績を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 数
10	しらいし ただし 白石 正 (1953年2月17日)	1975年4月 (株)東海銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2002年5月 (株)UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 執行役員 2005年5月 同行常務執行役員 2009年5月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 専務執行役員営業第二本部長 2010年5月 同行専務執行役員 2010年6月 三菱UFJリース(株)(現三菱HCキャピタル(株)) 取締役副社長同執行役員兼務 2012年6月 同社取締役社長 2017年6月 同社取締役会長 2021年4月 三菱HCキャピタル(株)特別顧問 (現任) 2021年5月 (株)キーストーン・パートナーズ社外取締役 (現任) 2021年7月 当社社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)キーストーン・パートナーズ 社外取締役	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>候補者は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有するとともに、三菱UFJリース株式会社(現三菱HCキャピタル株式会社)の代表取締役社長、会長等を歴任しており、同氏の経営者としての豊富な経験と専門的な知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 日野正晴氏及び白石正氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、日野正晴氏及び白石正氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。
3. 当社は、日野正晴氏及び白石正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 日野正晴氏及び白石正氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、日野正晴氏は1年、白石正氏は2カ月となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各取締役候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 「所有する当社の株式数」については、役員持株会及び従業員持株会における持分を含めております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	取締役又は 監査役としての 在任期間	当社における現在の地位
1 社外	<small>にし え</small> 西江 <small>あきら</small> 章	1年	社外監査役
2 社外	<small>ふくうみ</small> 福海 <small>てるひさ</small> 照久	2年	社外監査役
3 社外	<small>さわたに</small> 澤谷 <small>ゆり こ</small> 由里子	1年	社外取締役
4 社外	<small>なら</small> 奈良 <small>さおり</small> 沙織	1年	社外取締役
5	<small>ながやす</small> 永安 <small>よしたろう</small> 吉太郎	1年	取締役

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の株式数
1	にしえ あきら 西 江 章 (1950年8月18日)	1974年4月 大蔵省（現財務省）入省 1979年7月 関東信越国税局下館税務署長 2001年7月 関東信越国税局長 2004年7月 東京国税局長 2005年7月 国税庁税務大学校長 2006年8月 独立行政法人通関情報処理センター理事 2008年4月 横浜市立大学国際マネジメント研究科 特別契約教授 7月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2010年3月 オリックス信託銀行(株)（現オリックス銀行 (株)）社外監査役 6月 (株)二葉 社外監査役（現任） 6月 三栄源エフ・エフ・アイ(株)社外監査役（現任） 2016年6月 (株)栃木銀行 社外監査役（現任） 7月 エイボン・プロダクツ(株)社外取締役・監査等委員 2018年9月 ウェルス・マネジメント(株)社外取締役 2020年9月 当社社外監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） (株)二葉 社外監査役 三栄源エフ・エフ・アイ(株)社外監査役 (株)栃木銀行 社外監査役 (株)キーストーン・パートナーズ 顧問	一株
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）</p> <p>候補者は、長年にわたり税務行政に携わり、豊富な経験と知見を有しております。また、弁護士としての専門的な知識も有しております。候補者の経験・知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の株式数
2	ふくうみ てるひさ 福海 照久 (1970年1月6日)	1998年5月 税理士登録 2002年8月 福海照久税理士事務所開設 (現任) 2019年9月 当社社外監査役就任 (現任)	一株
	<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>候補者は、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、税理士として財務及び会計に関する高い知見を有しており、その知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		
3	さわたに ゆりこ 澤谷 由里子 (現姓 金井) (1962年9月23日)	1987年4月 日本IBM(株) 入社 2010年5月 独立行政法人科学技術振興機構 問題解決型 サービス科学プログラムフェロー 2013年4月 早稲田大学研究戦略センター教授 2015年9月 東京工科大学大学院 バイオ・情報メディア 研究科アントレプレナー専攻教授 9月 早稲田大学大学院 経営管理研究科非常勤講師(現任) 2018年4月 名古屋商科大学大学院 ビジネススクール教授(現任) 6月 大興電子通信(株) 社外取締役 (現任) 2020年9月 当社社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 大興電子通信(株) 社外取締役 名古屋商科大学大学院 ビジネススクール教授 早稲田大学大学院 経営管理研究科非常勤講師	一株
	<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>候補者は、日本IBM株式会社での豊富な業務経験に加えて、早稲田大学研究戦略センター教授等を歴任しております。情報技術に関する高度な知識と併せて、サービスデザインに関する専門的な知見と客観的な視点を有しており、その知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	なら さおり 奈良 沙織 (1978年6月26日)	2001年4月 三菱信託銀行(株) (現三菱UFJ信託銀行(株)) 入行 2005年5月 AIG投信投資顧問(株) (現パインブリッジ・インベストメンツ(株)) 入社 2006年5月 A. T. Kearney入社 2012年4月 筑波大学ビジネスサイエンス系博士特別研究員 2012年5月 東京工業大学大学院社会理工学研究科助教 2013年4月 明治大学商学部専任講師 2016年4月 明治大学商学部専任准教授 2020年4月 一橋大学大学院経営管理研究科非常勤講師(現任) 2020年9月 当社社外取締役就任(現任) 2021年4月 明治大学商学部専任教授(現任) (重要な兼職の状況) 明治大学商学部専任教授 一橋大学大学院経営管理研究科非常勤講師	一株
		(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 候補者は、金融機関における日本株アナリストとしての経験及び大学における豊富な経験を有しており、企業価値評価における高い専門性を有しております。これらの経験・実績を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。	
5	ながやす よしたろう 永安 吉太郎 (1966年11月18日)	1990年6月 当社入社 2010年7月 当社店舗運営部部長補 2018年7月 当社経営企画室室長 2020年9月 当社取締役就任 運営部、業務企画部、店舗開発部担当(現任)	4,975株
		(監査等委員である取締役候補者とした理由) 候補者は、店舗部門における豊富な経験を有しており、経営企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を活かすことにより、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西江章氏、福海照久氏、澤谷由里子氏及び奈良沙織氏は、社外取締役候補者であります。当社は、澤谷由里子氏及び奈良沙織氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ており、両氏が原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。また、西江章氏及び福海照久氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が原案どおり選任された場合新たに独立役員となる予定です。
3. 澤谷由里子氏及び奈良沙織氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、西江章氏、福海照久氏、澤谷由里子氏及び奈良沙織氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 「所有する当社の株式数」については、役員持株会における持分を含めております。



#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2015年9月25日開催の第55期定時株主総会において年額2億500百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額2億500百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に判断しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告13頁から14頁に記載のとおりであります。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、10名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額500百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第7号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2022年1月4日を効力発生日（予定）として、単独株式移転の方法により、完全親会社である藤久ホールディングス株式会社（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、2021年8月19日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）について、ご承認をお願いするものであります。本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

### 1. 本株式移転を行う理由

新型コロナウイルス感染症を背景とした手作りマスク需要及び巣ごもり消費の拡大を受けて、当社は社会からのニーズや期待が高まっていると認識しております。一方、長期的な視点において当社が属する手芸業界は、趣味の多様化と愛好者の高齢化を背景としてユーザーが減少傾向であるとともに、他業種からの参入をはじめ競争が進んでおり、経営環境は一段と厳しさを増すことが予想されます。アフターコロナの時代まで見据えると、当社を取り巻く経営環境や事業フィールドも大きく変化することが想定され、自らが変革する組織へと成長する必要があります。

かかる厳しい環境下において、当社が保有する約130万名の会員基盤を他社とのアライアンスに積極活用することで、役務提供取引やM&Aにより業容を拡大し、現在主力である手芸用品以外の女性向け商品・サービスの提供を充実させることは、当社にとって中期目標を達成するうえで不可欠であると考えております。

持株会社体制へ移行することにより、今後、社会や業界の変化に柔軟に対応しながら、当社が成長及び継続的な企業価値の向上を図っていけるものと判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

新たに設立する純粋持株会社は、子会社の経営管理を行うことにより事業運営の効率化を図るとともに、当社が保有する会員基盤をグループとして有効活用するための企画・管理機能を担い、新たな事業機会の創出などによる持続的な成長を目指してまいります。

なお、本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第一部への上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転効力発生日）である2022年1月4日を予定しております。

### 2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

## 株式移転計画書（写）

藤久株式会社（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条 （乙の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙「藤久ホールディングス株式会社 定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「藤久ホールディングス株式会社」とし、英文では「FUJIKYU HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、愛知県名古屋市とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「藤久ホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

第2条 （乙の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 乙の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

(1) 設立時取締役（監査等委員である者を除く。）

取締役 中松 健一

取締役 西浦 敦士

取締役 伊藤 珠実

取締役 堤 智章

取締役 後藤 邦仁

社外取締役 日野 正晴

社外取締役 白石 正

(2) 設立時監査等委員である取締役

社外取締役 西江 章

社外取締役 澤谷 由里子

取締役 樹神 雄二

- (3) 設立時監査等委員である補欠取締役  
補欠社外取締役 尾関 哲夫
2. 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。  
栄監査法人

第3条 (本株式移転に際して交付する乙の株式及びその割当て)

1. 乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の数に1を乗じて得られる数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、前項の定めにより交付される乙の普通株式を、基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条 (乙の資本金及び準備金に関する事項)

乙の成立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
100,000,000円
- (2) 資本準備金の額  
25,000,000円
- (3) 利益準備金の額  
0円

第5条 (乙の成立の日)

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2022年1月4日とする。ただし、本株式移転の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会決議により乙の成立の日を変更することができる。

第6条 (本計画承認株主総会)

甲は、2021年9月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会決議により当該開催日を変更することができる。

第7条 (株式上場)

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所並びに名古屋証券取引所への上場を予定する。

第8条 (株主名簿管理人)

乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条 (本計画の変更)

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第10条 (本計画の効力)

本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条に定める甲の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られない場合
- (2) 本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られない場合

第11条 (規定外事項)

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

2021年8月19日

(甲) 名古屋市名東区高社一丁目210番地  
藤久株式会社  
代表取締役 中松 健一

(別紙)

藤久ホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、藤久ホールディングス株式会社と称し、英文では、FUJIKYU HOLDINGS CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行うことを目的とする。

- (1) 各種糸類、織物、生地加工及び販売
- (2) 手芸用品、和洋裁縫用品の加工及び販売
- (3) 手芸・裁縫・編物用機械器具の販売
- (4) 衣料用繊維製品、各種毛皮・皮革製品、服飾雑貨の加工及び販売
- (5) 日用雑貨品、衣料品、美術工芸品、宝飾品、時計、眼鏡の販売
- (6) 文房具、事務用品、書籍、楽器、音楽ソフト、映像ソフト、ゲームソフト、玩具、その他娯楽用品の販売
- (7) 家具、インテリア用品、寝具・寝装品類の販売
- (8) 医療用具、介護用具、医薬部外品、化粧品、美容・健康器具、衛生用品の販売
- (9) スポーツ・レジャー用品、自動車用品、園芸用品の販売
- (10) 家庭用電気製品、光学機器、情報通信機器の販売
- (11) 健康食品、加工食品、各種飲料の販売
- (12) 古物の売買及び修理・加工
- (13) 飲食店、喫茶店の経営
- (14) ボランタリーチェーン事業・フランチャイズチェーンシステム事業の運営・管理
- (15) 手芸、各種カルチャー教室の経営、通信教育及び指導者の育成
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 有料職業紹介事業
- (18) 雑誌、書籍の出版
- (19) インターネット等を活用した広告宣伝、マーケティングリサーチ業務及び代理業務
- (20) 情報処理、情報提供サービス並びにソフトウェア、情報処理機器の開発、販売及び貸借
- (21) 経営コンサルティング業務
- (22) 不動産の賃貸及び管理業務
- (23) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業務

- (24) 前各号の事業への投資及び融資
  - (25) 前各号に附帯関連する一切の事業
2. 当社は、前項各号及びこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (4) 次条に定める請求をする権利

##### (単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

##### (株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

##### (株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

##### (株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

##### (定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

##### (招集権者及び議長)

第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

##### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。



(買収防衛策)

第17条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保及び向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件及び取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律及び本定款上認められるその他の措置を行うことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第21条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役等)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は第36条の規定にかかわらず、当社の成立の日から2022年6月30日までとする。

(取締役等の当初の報酬等)

第2条 第31条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、総額金2億円以内とし、監査等委員の報酬等の額は、総額金40百万円以内とする。

(当初の本店所在場所)

第3条 当社の設立時の本店所在場所は、名古屋市名東区高社一丁目210番地とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

以 上

### 3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

##### ① 交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様の不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたしました。このため、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は、12,301,000株を予定しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する直前時において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定です。

##### ② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして、相当であると判断しております。

#### (2) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4. 持株会社の監査等委員でない取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員でない取締役候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
なかまつ けんいち 中松 健一 (1961年6月12日)	1985年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2012年6月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 執行役員名古屋営業本部名古屋営業第二部長 2014年6月 同行常勤監査役 2016年6月 同行取締役常勤監査等委員 2017年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 常務執行役員名古屋駐在 (株)名古屋証券取引所監査役 2020年3月 (株)伊藤建設設計事務所監査役(現任) 2020年6月 (株)中京銀行社外取締役 2021年2月 当社副社長執行役員 2021年7月 当社代表取締役社長就任(現任)	一株	一株
(取締役候補者とした理由) 候補者は、2021年7月から代表取締役社長として、当社の経営の指揮を執り、強い指導力を発揮して構造改革を進めております。また、長年にわたる金融機関における豊富な経験と幅広い知見を有しており、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としてしました。			
にしうら あつし 西浦 敦士 (1966年6月27日)	1989年4月 三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2010年9月 PT U Finance Indonesia社長 2015年5月 三菱UFJキャピタル(株)企画部長兼投資運用部長 2018年4月 東洋プロパティ(株)企画部長 2020年9月 当社取締役就任 経理部、情報システム部、 経営企画部担当(現任)	275株	275株
(取締役候補者とした理由) 候補者は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有するとともに、企業において経営者として経営に携わった経歴を有しており、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としてしました。			

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
いとう たまみ 伊藤 珠実 (1973年11月26日)	1997年2月 公益社団法人日本監査役協会入社 2019年9月 当社常勤監査役 2020年9月 当社取締役就任(現任) 総務人事部担当 2020年11月 当社総務法務部、人事部担当(現任)	722株	722株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>候補者は、長年にわたる日本監査役協会での勤務を通じて、高い知識や見識を有しております。その実績、能力とともに、人格、見識とも優れており、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。</p>			
つつみ ともあき 堤 智章 (1966年10月20日)	1989年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2007年11月 (株)CSKホールディングス執行役員 CSKプリンシパルズ(株)取締役副社長 2009年5月 (株)キーストーン・パートナーズ設立代表取締役(現任) 2020年6月 当社代表取締役社長就任 2021年7月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)キーストーン・パートナーズ代表取締役	一株	一株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>候補者は、2020年6月から2021年7月までの期間、代表取締役社長として当社の経営の指揮を執り、構造改革を進めてまいりました。また、当社の資本業務提携先である株式会社キーストーン・パートナーズの経営者として数々の企業再生を行ってきた経験と幅広い見識を有しており、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。</p>			
ごとう くにひと 後藤 邦仁 (1987年9月4日)	2012年4月 セイコーエプソン(株)入社 2015年3月 当社入社 2020年8月 当社社長室長(現任) 2020年9月 当社取締役就任 社長室担当(現任)	2,160株	2,160株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>候補者は、2020年8月社長室長に就任して以降、経営全般に関する代表取締役社長の補佐や特命事項の責任者として経験を積んでおり、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。</p>			

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 社 の 株 式 数	割り当てられる 持株会社の 株式数
ひの まさはる 日 野 正 晴 (1936年1月9日)	1961年4月 大阪地方検察庁検事 1980年4月 東京地方検察庁総務部 副部長 1986年9月 法務大臣官房 審議官 1988年4月 最高検察庁検事 1993年7月 最高検察庁 公安部長 1996年6月 仙台高等検察庁検事長 1997年2月 名古屋高等検察庁検事長 1998年6月 金融監督庁長官 2000年6月 金融庁長官 2001年2月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2002年5月 財団法人国際民商事法センター 理事(2013 年以降 同評議員) 9月 NPO法人投資と学習を普及・推進する会 理事長 2003年4月 (株)産業再生機構 常勤監査役 4月 駿河台大学 教授 2004年4月 駿河台大学法科大学院 院長 4月 日本証券業協会 公益理事 6月 会計検査院 懇話会委員 2005年1月 内閣府独占禁止法基本問題懇談会 委員 2006年1月 学校法人駿河台大学 理事 6月 (株)ジャスダック証券取引所 社外監査役 9月 (株)かんぼ生命保険 社外取締役・監査委員長 2008年3月 独立行政法人国民生活センター 特別顧問 7月 (株)フジタ 社外取締役 2009年5月 国立大学法人東北大学 理事 6月 財団法人アジア刑政財団 理事長 2018年9月 ウェルス・マネジメント(株)社外取締役 2020年9月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)キーストーン・パートナーズ 顧問	一株	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>候補者は、検察庁並びに金融庁において要職を歴任しております。また、弁護士としての高い専門的知識と幅広い見識を有しており、これらの経験・実績を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、持株会社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			





5. 持株会社が設立された場合には、持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結予定です。当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を持株会社が全額負担いたします。監査等委員でない取締役の各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者になります。
6. 堤智章氏、日野正晴氏及び白石正氏は、本総会において当社の取締役候補者となっておりますが、第3号議案により3氏が当社の取締役に選任され、かつ本議案が承認可決された場合には、本株式移転の効力発生日の前日（2022年1月3日予定）をもって、当社の取締役を辞任する予定であります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
にしえ あきら 西江 章 (1950年8月18日)	1974年4月 大蔵省(現財務省)入省 1979年7月 関東信越国税局下館税務署長 2001年7月 関東信越国税局長 2004年7月 東京国税局長 2005年7月 国税庁税務大学校長 2006年8月 独立行政法人通関情報処理センター理事 2008年4月 横浜市立大学国際マネジメント研究科 特別契約教授 7月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2010年3月 オリックス信託銀行(株)(現オリックス銀行(株)) 社外監査役 6月 (株)二葉 社外監査役(現任) 6月 三栄源エフ・エフ・アイ(株)社外監査役(現任) 2016年6月 (株)栃木銀行 社外監査役(現任) 7月 エイボン・プロダクツ(株)社外取締役・監査等委員 2018年9月 ウェルス・マネジメント(株)社外取締役 2020年9月 当社社外監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)二葉 社外監査役 三栄源エフ・エフ・アイ(株)社外監査役 (株)栃木銀行 社外監査役 (株)キーストーン・パートナーズ 顧問	一株	一株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>候補者は、長年にわたり税務行政に携わり、豊富な経験と知見を有しております。また、弁護士としての専門的な知識も有しております。候補者の経験・知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、持株会社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 社 の 株 式 数	割り当てられる 持株会社の 株式数
さわたに ゆりこ 澤 谷 由里子 (現姓 金井) (1962年9月23日)	1987年4月 日本IBM(株) 入社 2010年5月 独立行政法人科学技術振興機構 問題解決型 サービス科学プログラムフェロー 2013年4月 早稲田大学研究戦略センター教授 2015年9月 東京工科大学大学院 バイオ・情報メディア 研究科アントプレナー専攻教授 9月 早稲田大学大学院 経営管理研究科非常勤講師(現 任) 2018年4月 名古屋商科大学大学院 ビジネススクール教授(現 任) 6月 大興電子通信(株) 社外取締役(現任) 2020年9月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 大興電子通信(株) 社外取締役 名古屋商科大学大学院 ビジネススクール教授 早稲田大学大学院 経営管理研究科非常勤講師	一株	一株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>候補者は、日本IBM株式会社での豊富な業務経験に加えて、早稲田大学研究戦略センター教授等を歴任しております。情報技術に関する高度な知識と併せて、サービスデザインに関する専門的な知見と客観的な視点を有しており、その知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、持株会社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			
こたま ゆうじ 樹 神 雄 二 (1958年6月21日)	1982年4月 当社入社 2012年7月 当社総務部長 2014年9月 当社取締役就任 総務部長 2018年9月 当社常務取締役就任 総務部、人事部担当 2019年9月 当社商品部、通販部担当(現任) 2020年9月 当社専務取締役就任(現任)	10,365株	10,365株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>候補者は、2014年より当社取締役に就任し、当社事業全般に精通しております。その豊富な経験と実績を経営全般に活用し、その役割を十分に果たしております。同氏の経験と見識を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 所有する当社の株式数は、2021年6月30日現在の所有状況に基づき、役員持株会における持分を含めて記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
3. 西江章氏及び澤谷由里子氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。なお、西江章氏及び澤谷由里子氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、持株会社は、独立役員として指定し、両証券取引所に届け出る予定であります。
4. 澤谷由里子氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 持株会社が設立され、西江章氏及び澤谷由里子氏が監査等委員である取締役就任した場合には、持株会社は、西江章氏及び澤谷由里子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 持株会社が設立された場合には、持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結予定です。当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を持株会社が全額負担いたします。監査等委員である取締役の各候補者が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者になります。
7. 西江章氏、澤谷由里子氏及び樹神雄二氏は、本総会において当社の取締役候補者となっておりますが、第3号議案及び第4号議案により3氏が当社の取締役に選任され、かつ本議案が承認可決された場合には、本株式移転の効力発生日の前日（2022年1月3日予定）をもって、当社の取締役を辞任する予定であります。

6. 持株会社の補欠の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の補欠の監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
おぜき てつお 尾 関 哲 夫 (1949年10月9日)	1974年4月 ソニーサービス(株)(現ソニーマーケティング(株))入社 2006年7月 トヨセツト(株)入社 2007年1月 同社総務部長 2008年1月 (株)アイビス監査役 2009年3月 税理士登録 2011年9月 当社社外監査役 2012年9月 当社常勤監査役 2019年9月 当社補欠監査役(現任)	2,000株	2,000株
<p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>候補者は、2011年より当社の社外監査役に就任し、2012年より2019年の期間、当社の常勤監査役を務めるなど、当社事業全般に精通しており、企業監査経験も豊富であります。また、税理士として、財務及び会計に関する高い知見を有しており、候補者の経験・知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、持株会社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 尾関哲夫氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 所有する当社の株式数は、2021年6月30日現在の所有状況に基づき、記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
3. 尾関哲夫氏は、持株会社の補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります
4. 持株会社が設立され、尾関哲夫氏が持株会社の監査等委員である取締役に就任した場合には、持株会社は、尾関哲夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 持株会社が設立された場合には、持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結予定です。当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を持株会社が全額負担いた

します。尾関哲夫氏が持株会社の監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者になります。

7. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

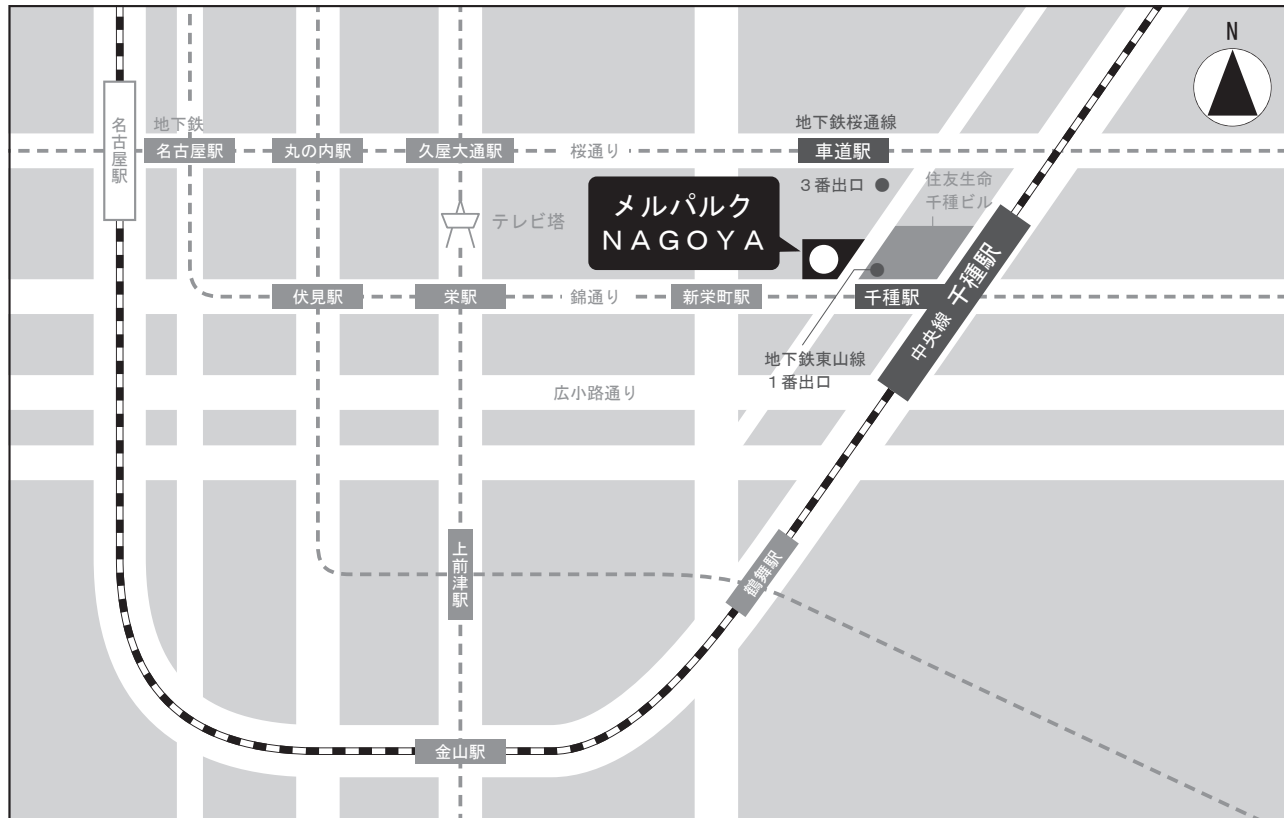
(2021年6月30日現在)

名称	栄監査法人	
事務所	主たる事務所 その他の事務所	名古屋市中村区名駅五丁目4番14号 大阪府中央区上本町西五丁目3番16号
沿革	1975年11月 1981年7月 1982年7月	栄公認会計士共同監査事務所設立 事務所を改組し、栄監査法人を設立 大阪事務所を開設
概要	<構成人員> 代表社員及び社員 公認会計士 その他の事務職員等 合計	10名 21名 2名 33名

(注) 栄監査法人を持株会社の会計監査人候補とした理由は、同監査法人の規模、独立性、専門性、監査報酬及び内部管理体制等を総合的に勘案し検討した結果、持株会社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

以 上

## 定時株主総会会場ご案内図



- 会 場 名古屋市東区葵三丁目16番16号  
ホテルメルパルク名古屋 3階 カトレアの間 電話(052)937-3535(代)
- 交 通 地下鉄 東山線「千種駅」下車 1番出口前  
地下鉄 桜通線「車道駅」下車 3番出口より南へ徒歩5分  
JR中央線 「千種駅」下車、地下鉄1番出口前

※会場の駐車場台数には限りがございますので、できる限り公共交通機関のご利用をお願いいたします。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。